

# 市立函館病院医療安全管理室運営要綱

## 【趣旨】

第 1 条 この要綱は、函館市病院局処務規定第 4 条において定める医療安全管理室の組織及び運営に関し必要事項を定めるものとする。

【組織】 第 2 条 医療安全管理室は、市立函館病院長直属の組織として位置付ける。

2. 医療安全管理室には、安全管理室長の下に医療安全管理者を置く。
3. 医療安全管理者は、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者とし、その他に専任の診療部門、薬剤部門、看護部門、事務部門等の職員を配置し、これらの職員をもって分析担当者として医療安全管理部門としての業務である分析担当者会議を行う。

## 【職務】

第 3 条 医療安全管理者は、情報の把握および分析、迅速な問題解決に向けて現場をサポートしながら、医療事故防止における諸対策の実践と推進を行い、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 医療安全管理者の役割および活動ア 医療安全管理プログラムの策定と運営  
イ 医療安全管理に関する教育や啓発、研修会の企画・運営  
ウ 医療安全管理、事故防止対策に関するコンサルテーション  
エ 医療事故を防止するための情報収集、事例分析、対策立案、フィードバック、評価  
オ 医療事故発生時の調査および介入  
カ 医療安全管理に関するマニュアルの作成・改訂・更新  
キ 地域施設との連携・相談窓口となり、コンサルテーションおよび情報共有の実施  
ク 医療事故調査制度への対応  
ケ 院内各関係部署との連携および連絡調整  
コ 院内ラウンドによる医療安全対策実施状況の把握および介入

## 【権限】

第 4 条 市立函館病院における「医療安全管理指針」に規定する病院長からの権限の委譲は、次のとおりとする。

- (1) 医療安全管理業務に関連する患者データの自由閲覧

- (2) 職種、職位等に関わらない、安全対策の改善、指導 (3) 医療事故発生時や医療安全の拡大防止に必要な場合は、調査および介入は制限されることなく実施できる

附則【施行期日】

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 28 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 31 年 3 月 25 日に一部を改訂する。  
(医療安全管理者の役割および活動の追加)
- 3 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日に一部を改訂する。  
(感染管理室の分離・新設による、関連部分の削除のため)